

相続があった時、残された人たちはどうすればいいの？

税理士・FP 高浜 博美

相続税がかかるのはどういう場合？

- * 相続税の対象金額 = 相続財産の価額 - 基礎控除
- * 相続財産の価額 = 遺産の総額 - 債務の総額
 - 遺産: 生命保険金・退職金も含む
 - 債務: 銀行からの借入金・葬式費用など
- * 基礎控除 = 5千万円 + 1千万円 × 法定相続人の数

相続が開始してからの流れ

相続開始

10か月後

4か月後



最初にやらなければならないことは？

- * 預金通帳の凍結→誰が相続するか話し合いの上、金融機関で手続きをして、使えるようにする。
- * 公共料金(電話・ガス・上下水道・電気料金等)の口座引き落としの手続きを金融機関でする。
- * 年金の受給停止等の手続きを日本年金機構でする。

相続を放棄したい場合は？

- * 亡くなった日から4か月以内に家庭裁判所へ『相続放棄の手続き』をしなければならない。
- * 『相続放棄』をすると、遺産のみならず負債(金融機関等の借入金など)も引き継がない。

土地・建物ですべきことは？

1. 『遺産分割協議書』を作成する。
2. 戸籍謄本(原戸籍)・固定資産税評価証明書・印鑑証明書を市町村役場へ取りに行く。
3. 1・2で作成等した書類を持って、法務局で名義を変えてもらう。

車を持っていたらどうすればいいの？

1. 『遺産分割協議書』を作成する。

* 2. 自動車屋さんへ、名義変更若しくは廃車の手続きを
してもらおう。(その際除籍謄本・印鑑証明書が必要になります。)

※亡くなった日が4月1日以前であれば、その年の自動車税はかからない。

保険に加入している場合は？

- * 簡易保険→死亡保険金の受取人が行けば、すぐに受け取れる。
- * 民間の保険→一定の書類に記入して保険会社に提出する。(手続きに時間がかかる。)

相続税の申告について

- * 基礎控除以下の方については、相続税の申告をする必要がありません。
- * 基礎控除以上に財産がある方については、亡くなった日から数えて10か月以内に税務署に相続税の申告をする必要があります。
- * 申告すべき方で一定の要件を満たすと相続税が安くなる場合があります。



以上でセミナーを終了致します。

最後までご静聴有難う御座いました。